

# 事業提携・新規取引に伴う「覚書」・「レター・オブ・インテント（予備的合意書）」・「メモランダム」（日英）の基礎と実務

～社内的に「法律文書」ではなく「ビジネス文書」と理解され、  
リーガルチェックなく締結してしまい、後日、問題になることが多くなっています～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2019年 2月 13日(水) 13:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム (東京: 麹町)

《 ご案内 》

当日、会場にて講師著「初めての人のための契約書の実務(第3版)」(中央経済社)を配布し、テキストとして使用いたします。

講師 芝総合法律事務所 弁護士(日本国及び米国ミシガン州)・弁理士 牧野和夫 氏

講師紹介 1981年早稲田大学法学部卒。いすゞ自動車(株)入社。General Motors Institute 経営管理課程修了。ジョージタウン大学ロースクール法学修士号。1992年米国ミシガン州弁護士登録。1981年～1997年いすゞ自動車(株)課長・審議役。1997年～2000年アップルコンピュータ(株)法務部長。2000年～芝総合法律事務所顧問、2001年～2004年内閣司法制度改革推進本部法曹養成検討会委員。尚美学院大学大学院客員教授、早稲田大学大学院、関西学院大学大学院、関西学院大学商学部・法学部、明治学院大学法学部、駒澤大学法学部の各兼任講師を経て現職。法律英語や英文契約書に関する著書多数。



《申込方法》 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	34,560円(本体価格 32,000円)	一般	37,800円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

182029-0303 「覚書」・「レター・オブ・インテント」・「メモランダム」の基礎と実務			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前まで)に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: [tamiaki@bri.or.jp](mailto:tamiaki@bri.or.jp)

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F

## ・プログラム・

### ■開催にあたって■

最近では、内外の他社との事業提携や新規取引が急増しており、正式契約は未だ締結することができない段階であっても、リスク回避の観点から、それに伴う『覚書』などの文書の締結が重要になってきております。社内的に「法律文書」ではなく「ビジネス文書」と理解されてリーガルチェックなく締結してしまい、後日、問題になることも多くなっています。本セミナーでは、取引の性質によって、「販売店指名予定の覚書」、「プロジェクト実現可能性検討の覚書」、「合併事業の覚書」、「企業・事業買収の覚書」などに分類して、説明いたします。

### 1. 「覚書」・「メモランダム(Memorandum)」とは何か?

- (1) 多目的に利用できる契約書式の一つである
- (2) 契約変更、契約期間延長、契約更新、議事録などの一般的な利用
- (3) 正式契約の締結の前段階でそれまでの合意事項を確認するための「暫定合意書」「予備的合意書」としての利用

### 2. 「レター・オブ・インテント(予備的合意書)」の基礎知識

- (1) 「レター・オブ・インテント(予備的合意書)」に付される「タイトル」
- (2) 「レター・オブ・インテント(予備的合意書)」の目的・機能
- (3) 「レター・オブ・インテント(予備的合意書)」法的拘束力について
  - ・アメリカ、カナダ、日本の裁判例について
  - ・1985年 Penzoil vs. Texaco 事件判決までは、単なるビジネスレターで法的拘束力がないものと日本企業には理解されていた

### 3. 類型ごとのポイント解説

- (1) 「販売店指名予定の覚書」
  - ・各国の販売店保護法に注意
- (2) 「合併事業の覚書」
- (3) 「企業・事業買収の覚書」
- (4) ベンチャー企業向けの出資契約の締結前に出て来る「タームシート」とは何か

### 4. ミニ演習

- (1) 「プロジェクト実現可能性検討の覚書」
  - ・製造業の取引の例

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合があります。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。